

第1章

第3次船橋市障害者施策に関する計画について

1 計画の位置づけ

「第3次船橋市障害者施策に関する計画」は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画であり、船橋市における障害のある人のための施策の最も基本的な計画として、また障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の体制の確保を目的とし、就労の促進や社会参加の促進、自立支援の充実などを図るため、サービスの見込み量を定めた「船橋市障害福祉計画」の上位計画に位置づけられています。

この計画は、市が障害のある人のための施策を実施するに当たっての、施策の方向を示すものです。また、市民や市民団体が障害のある人を支援していくうえでの指針となることを期待するもので、国の「障害者基本計画」及び「後期重点施策実施5か年計画」並びに「第四次千葉県障害者計画」との整合性を図り策定された第2次計画を、国の「障害者基本計画（第3次）」（平成25年度～29年度）との整合性を図ったうえで、本市の障害のある人の状況などを踏まえて見直しを行い、第3次計画として策定するもので、市のほかの計画との整合性を図りながら策定されています。併せて、今後市が各種計画を策定するに当たっての理念と目標を示しています。

2 計画の期間

平成27年度から平成32年度までの6か年計画とします。

これは、「船橋市障害福祉計画」との期間の整合性を図ることにより、両計画の一体的な実施を図るためです。

なお、今後の社会情勢や障害のある人を取り巻く環境の変化に対応するため必要に応じて見直しを行います。

3 計画の対象

本計画では、「障害者基本法」第2条に規定されている身体障害、知的障害、発達障害を含む精神障害に加え、高次脳機能障害、そして難病等によって継続的に日常生活又は社会生活に支障のある人を対象としています。

4 計画の構成について

「第3次船橋市障害者施策に関する計画」は、「第1部 総論」・「第2部 各論」・「第3部 推進体制」の3部で構成され、「第1部 総論」では「第1章 第3次船橋市障害者施策に関する計画について」で、「計画の位置づけ」や「計画の期間」、「計画の構成について」等を示し、「第2章 基本的な考え方」にて計画の「基本理念」や「施策の基本原

則」を示します。

「第2部 各論」では、「障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが個人としての尊厳が重んじられ共生できる社会の実現」を目指して、船橋市が行っていくべき施策を分野別に7章に整理して示します。

「第3部 推進体制」では、これらの取組を総合的かつ計画的に推進するための体制を示します。

5 策定方法

今回の策定は前計画である「第2次船橋市障害者施策に関する計画」を引き継ぐ第3次計画であることから、第2次計画の理念と法律の改正等を踏まえ、新たな計画を策定することとしました。

今回の計画策定に際し、「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会¹」を設置しました。あわせて、庁内組織として「第3次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会²」を設置し、「庁内検討委員会」で検討した計画案を「策定委員会」へ提示し、「策定委員会」において協議しました。このように連携を図りながら、平成25年11月より策定作業を開始しました。

また、計画の策定に先立ち、幅広く市民の声を反映するために「船橋市障害者計画基礎調査」を平成25年8月に実施し、実情と要望の把握に努めました。

¹ 「第3次船橋市障害者施策に関する計画策定委員会」は、相談支援事業者やサービス事業者、保健・医療関係者、当事者団体などから構成される船橋市自立支援協議会の委員24名と学識経験者2名、公募委員4名の合計30名となっています。

² 「第3次船橋市障害者施策に関する計画庁内検討委員会」は、計画に関連する48課で構成されており、策定委員会との連携を図っています。